

第 1876 号  
令和 7 年 12 月 15 日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月 1 日・15 日発行)

## (目次)

◎裁判例	1
(刑事)	
●贈賄被疑事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑訴法 60 条 1 項、426 条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例 (令和 7 年 (シ) 第 1043 号・令和 7 年 11 月 27 日 第一小法廷決定 その他)	
◎最高裁判所判例要旨	2
(民事)	
●地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として受けた懲戒免職処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例 (令和 6 年 (行ヒ) 第 241 号・令和 7 年 9 月 2 日 第三小法廷判決 破棄自判)	
●夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えの適否 (令和 6 年 (受) 第 239 号・令和 7 年 9 月 4 日 第一小法廷判決 破棄自判)	
●請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者が、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負うか (令和 5 年 (受) 第 2207 号・令和 7 年 9 月 9 日 第三小法廷判決 破棄差戻し)	
●衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法 13 条 1 項、別表第 1 の規定の合憲性 (令和 7 年 (行ツ) 第 155 号・令和 7 年 9 月 26 日 第二小法廷判決 棄却)	
◎記事	3
●人事異動 (11 月 22 日～12 月 1 日)	
◎最高裁判所規程	4
●事件記録等保存規程の一部改正について	
◎告示	4
●最高裁判所告示第四号	

## 裁判例

## 刑事

## ◎ 贈賄被疑事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑訴法60条1項、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

件名 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和7年(シ)第1043号

令和7年11月27日 第一小法廷決定 その他

申立人 甲

原 審 東京地方裁判所

## 主 文

原決定を取り消す。

本件準抗告を棄却する。

## 理 由

1 本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

2 所論に鑑み、職権で判断する。

本件被疑事実の要旨は、「医療関連商品の製造販売等を営む会社の営業所長であった被疑者が、同社の営業担当者と共に、国立大学医学部附属病院の医師に対し、同社の取り扱う医療機器を使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で、同社名義の口座から同病院専用名義の口座に40万円を振込入金し、このうち34万4000円相当の、同医師が選定した物品の購入等を行うことができる利益を得させ、もって同医師の職務に関し賄賂を供与した」というものである。

原々審は、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。これに対し、原決定は、本件事案の性質・内容(対向犯である上、更に多くの関係者が様々な立場で関わっていることや、被疑者と関係者らとの人的関係等)、被疑者や関係者らの供述内容及び供述状況に加え、想定される争点について関係者らの供述による立証が重要となる証拠構造、原々裁判時における捜査の進捗状況等を踏まえると、被疑者が関係者と通謀するなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅するおそれがあり、このようなおそれは、被疑者が罪証隠滅行為に及ばない旨誓約しているなどの事情のみからは否定できず、被疑者の捜査に対する対応状況等も踏まえると、逃

亡のおそれもないとはいえず、勾留の必要性も認められるとして、罪証隠滅のおそれが高度であることを前提に、原々裁判を取り消した。

本件において勾留の必要性の判断を大きく左右する要素は、罪証隠滅の現実的可能性の程度であると考えられる。この点につき、記録によれば、原々裁判は、原決定指摘の事情も考慮の上で、罪証隠滅の現実的可能性を肯定しつつ、客観的証拠の収集及び客観的証拠を踏まえた関係者らからの事情聴取が相当に進んでいること、被疑者自身も数か月にわたって任意の取調べにおおむね応じていたこと、被疑者が既に上記会社を退職しており、同社関係者が従前の供述を翻して被疑者に有利な供述をするというような強い関係性までどうかかわれないことに鑑みて、罪証隠滅の現実的可能性が高くはないと判断したものと認められる。このように、原々裁判の判断は、一件記録に基づき、罪証隠滅の現実的可能性の程度を基礎付ける事情を具体的に検討した上でされたものであって、その判断理由にも一定の合理性があるといえる。しかるに、原決定は、罪証隠滅の現実的可能性の程度について、原々裁判が判断の基礎としたものとほぼ同一の事情を指摘するのみで、これらの事情に関する原々裁判の評価が不合理であるとする理由を実質的に示すことができているといわざるを得ず、原々裁判と異なる判断をした理由を示したものとはいえない。

そうすると、勾留の必要性を否定した原々裁判を取り消して、勾留を認めた原決定には、刑訴法60条1項、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。

3 よって、刑訴法411条1号を準用して原決定を取り消し、同法434条、426条2項により更に裁判をすると、上記のとおり本件について勾留請求を却下した原々裁判に誤りがあるとはいえないから、本件準抗告は、同法432条、426条1項により棄却を免れず、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

## 最高裁判所判例要旨

### 民事

- 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として受けた懲戒免職処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和6年(行ヒ)第241号  
 令7・9・2三小判 破棄自判  
 民集79巻6号本誌1871号

地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として懲戒免職処分を受けた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、上記処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

- (1) 上記消防職員は、上記言動の当時、消防隊の小隊長等として消防職員を指導すべき立場にあった。
- (2) 上記言動の中には、①採用後間もない部下に対し、鉄棒に掛けたロープで身体を縛って懸垂をさせた上、部下が力尽きた後もそのロープを保持して数分間宙づりにして更に懸垂するよう指示したり、熱中症の症状を呈するまで訓練を繰り返させたり、体力の限界のため倒れ込んだことに対するペナルティと称して更に過酷なトレーニングをさせたりする行為や、②部下に恐怖感や屈辱感を与えたり、その人格を否定したり、その家族をも侮辱したりする発言が含まれている。
- (3) 上記言動は、少なくとも10人の部下に対し、十数年の長期間、多数回にわたり、執拗に繰り返されたものである。  
 (補足意見がある。)

- 夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えの適否

令和6年(受)第239号  
 令7・9・4一小判 破棄自判  
 民集79巻6号本誌1871号

夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不合法である。

- 請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者が、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負うか

令和5年(受)第2207号  
 令7・9・9三小判 破棄差戻し  
 民集79巻6号本誌1871号

請求異議の訴えを本案とする民事執行法36条1項の強制執行の停止の申立てがされ、強制執行の停止を命ずる裁判がされた後、当該訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、当該申立てをした者は、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負う。

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第1の規定の合憲性

令和7年(行ツ)第155号  
 令7・9・26二小判 棄却  
 民集79巻6号本誌1872号

令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。  
 (意見がある。)

記事

◎人事異動

定年退官

大阪高等裁判所判事 石川恭司  
(11月22日)

大阪高等裁判所判事

大津地方・家庭裁判所長 小倉哲浩

大津地方・家庭裁判所長

松山地方・家庭裁判所長 福田修久

松山地方・家庭裁判所長

大阪地方・家庭裁判所堺支部長 山地 修

大阪地方・家庭裁判所堺支部長

大阪地方裁判所判事 横田昌紀

大阪地方裁判所判事

大阪高等裁判所判事 上田賀代

(以上11月23日)

依願退官

名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部判事 大村麻衣  
(11月30日)

盛岡地方・家庭裁判所判事兼盛岡地方・

家庭裁判所二戸支部判事

東京地方裁判所判事 大久保直輝

事務総局民事局付

東京地方裁判所判事補 野原もなみ

事務総局刑事局付

東京地方裁判所判事補 小谷侑也

事務総局家庭局付

東京地方裁判所判事補 佐々木悠土

盛岡地方・家庭裁判所判事補

盛岡地方・家庭裁判所判事補兼盛岡地  
方・家庭裁判所二戸支部判事補 藤原弓子

(以上12月1日)

最高裁判所規程

《事件記録等保存規程の一部改正について》

事件記録等保存規程の一部を改正する規程が制定され、令和七年十二月十八日から施行されます。

この規程は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、事件記録等保存規程について所要の整備を行ったものです。

◎事件記録等保存規程の一部を改正する規程

（令和七年一月五日公布 最高裁判所規程第二号）

規程Ⅱ別添のとおり

告示

◎最高裁判所告示第四号

関係規則の規定に基づき、民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則を次のように定めたので、告示する。  
令和七年十一月二十八日

最高裁判所

民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則（民事訴訟規則第四十五条の二等の通信方式）

第一条 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十五条の二及び民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第三号の最高裁判所の細則で定める通信方式は、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープrotocolが用いられる通信方式とする。

（民事訴訟規則第五十二条の九第一項に規定する事項を入力する方法等）

第二条 民事訴訟規則第五十二条の九第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）及び民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）附則第十条第一項に規定する事項を入力する方法は、次の各号に掲げる要件

のいずれにも該当する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

一 ファイル形式がPDF形式であること。  
二 出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格A4又はA3とする  
こと。

2 裁判所は、電子判決書の作成に用いる場合、当事者に視覚障害がある場合その他必要があると認める場合には、前項の電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した者又は記録しようとする者に對し、当該電磁的記録のほか、音声情報に変換可能な情報を有するファイル形式その他の適切なファイル形式の電磁的記録を裁判所に提供することを求めることができる。

（電磁的記録のファイルへの記録の方法等）

第三条 次の各号に掲げる規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は提出若しくは送付する電磁的記録は、前条第一項各号の要件のいずれにも該当するものでなければならぬ。

- 一 民事訴訟規則第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項、第二十四条第三項及び第四項、第三十四条第八項、第四十九条第二項、第五十一条第三項及び第四項、第五十二条の六第四項、第五十二条の七第七項、第五十二条の二十第七項、第五十二条の二十二第二項、第五十五条第三項、第八十二条第三項、第五十五条の三、第二百二十四条第四項、第三百三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三百三十二条第三項、第三百三十五条の二、第三百三十七条第三項、第四百四十三条第三項、第二百一十一条第二項並びに第二百二十条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）
- 二 民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）第四条の二第三項及び第四項、第九条第二項、附則第十四条第一項及び第二項、附則第十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条第一項
- 三 人身保護規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十二号）第二十七条第三項

四 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第五号）第二条第四項及び第五項並びに第三十七条第二項

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態

の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十号）第八条第九項

六 人事官弾劾裁判手続規則（昭和二十五年最高裁判所規則第五号）第四条第二項

2 前項各号に掲げる規定により電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は提出若しくは送付しようとする者（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十二条の四第一項第四号の命令を受けた者を除く。）は、当該者に係る当事者等識別符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号をいう。次項において同じ。）及び暗証符号（同規則第三条の規定により設定された暗証符号をいう。次項において同じ。）を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならぬ。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為をしようとする者は、裁判所書記官から通知された提出等用識別符号（当該者に対し、裁判所書記官から当該行為をするためにその都度付与される符号をいう。）を当該者の使用に係る電子計算機から入力することをもって、当事者等識別符号及び暗証符号の入力に代えることができる。

一 民事訴訟規則第五十二条の七第七項の規定による調査結果に係る情報は意見の内容に係る情報の入力

二 民事訴訟規則第五十五条の三の規定による調査結果に係る情報を記録した電磁的記録の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録

三 民事訴訟規則第四百三十三条第三項の規定による民事訴訟法第二百二十六条の嘱託に係る文書の画像情報の送付

（民事訴訟規則第六十三条の場合における電磁的記録の入力方法）

第四条 民事訴訟規則第六十三条の二、第四百九十九条の二第三項又は第四百九十九条の三の規定により電磁的記録を提出し、又は送付しようとする者が入力する当該電磁的記録のファイル形式は、DOCX形式、XLSX形式、PPTX形式、JPEG形式、PNG形式、PDF形式、MP4形式又はMP3形式とする。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する者について準用する。

3 前条第三項の規定は、民事訴訟規則第四百九十九条の三の規定による民事訴訟法第二百三十一条の三第二項（同法第三百三十二条の六第六項において準用

する場合を含む。）に規定する電磁的記録の送付をしようとする者について準用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出に係る電磁的記録の複製のファイルへの記録の方法等）

第五条 民事訴訟規則第四百九十九条の二第一項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する電磁的記録の複製のファイル形式は、PDF形式、JPEG形式、PNG形式、MP4形式又はMP3形式とする。

2 民事訴訟規則第四百九十九条の二第一項の規定により提出する記録媒体に記録する電磁的記録の複製のファイル形式は、前項に規定するファイル形式とし、そのファイルのサイズは、裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能なファイルのサイズとする。ただし、当該電磁的記録を前項に規定するファイル形式及び裁判所の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能なファイルのサイズにより複製することが困難な場合には、当該電磁的記録の複製のファイル形式及びファイルのサイズは、当該電磁的記録のファイル形式及びファイルのサイズとする。

3 第三条第二項の規定は、民事訴訟規則第四百九十九条の二第一項の規定により電磁的記録の複製を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しようとする者について準用する。

附 則

この細則は、民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日から施行する。

◎最高裁判所規程第二号

事件記録等保存規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和七年十一月五日

最高裁判所

最高裁判所長官 今崎 幸彦

事件記録等保存規程の一部を改正する規程

事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「その他

三年」を

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の申立て  
その他

スマートフォンにおいて利用

六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

五年  
三年  
に、「  
動産競売開始許可決定の原本  
十年」を  
される特定ソフトウェアに係  
る競争の促進に関する法律第  
四十条第一項の規定による裁  
判の原本  
動産競売開始許可決定の原本  
十年  
十年

に改める。

附則

この規程は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和